

商品概要説明書

「年金定期貯金」

(2025 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名（愛称）	○スーパー定期（単利型） （愛称：年金定期貯金）
2. 販売対象	○当 J A で年金をお受取頂いている個人の方（新規に年金をお受取頂く方を含む）
3. 取扱期間	○2025 年 4 月 1 日（火）～2026 年 3 月 31 日（火）
4. 期 間	○定型方式…1 年（自動継続）
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 条 件	○一括預入 ○①組合員（新たに出資金をお申込み頂いた方を含む）とその同居のご家族 1 0 万円以上預入合計 1, 5 0 0 万円以下 ②組合員以外の方 1 0 万円以上預入合計 5 0 0 万円以下 ○1 0 万円単位 ○年金受給口座（総合口座）に作成（※） （※）普通貯金通帳を年金受給口座に指定されている方は定期専用通帳にて作成 なお、年金定期貯金用通帳として定期専用通帳に作成します
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 継続方法	○元金継続（利息取扱方法：口座振込）
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の適用金利 0. 2 6 0 % を満期日まで適用します。 ※上乗せ利率につきましては、変更する場合がございます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算となります。 ○20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭備え付けの金利表示ボードにてご確認ください、窓口へお問い合わせ ください。
9. 手数料	_____
10. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0. 5 % を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
11. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）によ り計算した利息とともに払い戻します。 A. 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6 か月以上 1 年未満 …… 約定利率 × 5 0 %

12. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
14. その他参考と なる事項	○取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させていただきます。 ○上乗せ金利は自動継続後も適用されますが、継続時において本商品の取り扱いが終了となっている場合には、継続時における「スーパー定期（1年もの）」の店頭表示金利を適用します。 ○期間の途中で年金のお受取が中止等となった場合や相続が開始した場合は、次回満期日より、継続が中止となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○普通貯金、営農貯金で年金をお受取の場合は、定期専用通帳に作成します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA静岡市